

2020/1/16

南山大学法科大学院修了の皆様へ

南山大学法曹実務教育研究センター

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれては、すこやかに新年をお迎えになられたことと存じます。

さて、2018年7月に40年ぶりに相続法（民法相続編）が大きく改正され、2019年1月から段階的に施行されることになりました。そこで、南山大学法曹実教育センターでは、今回の相続法の改正のポイントと中小企業経営者の事業承継に重点をおいたセミナーを企画しました。久志本先生には張り切って準備を頂いておりますので、是非ともご参加ください。

日 時 令和2年2月21日（金） 午後7時から

場 所 名古屋市東区中村区名駅4丁目4-38

ウイックあいち 1305号室

講 師 南山大学法科大学院教授 久志本修一弁護士

テーマ 「相続法改正のポイントと中小企業経営者の事業承継」

昨今、中小企業の事業承継対策がクローズアップされています。そこで、中小企業経営者の事業承継、特に、相続と関連する親族内承継と従業員等に対する親族外承継を中心に実務的な観点からお話をさせていただきます。

※参加費は無料です。

---

相続法改正セミナーに参加します。

お名前

---

参加希望のかたは、下記までメール又はファクシミリでご連絡ください。

南山大学法曹実務教育研究センター

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町18番地

TEL 052-832-8197 FAX 052-832-8026

E-mail housou-jitsumu@nanzan-u.ac.jp